

## 6. 防災対策・避難対策の検討

### (1) 台風第 19 号における被災を教訓とした防災・避難体制の強化

今回の災害により、いろいろな課題が浮かび上がってきましたが、特に防災対策、及び避難対策については、以下のように取り組んでいきます。

#### 1) 必要な災害対応要員の確保

大雨災害の際は短時間で急速に状況が変化することから、対応要員の事前招集など有事において必要な人員の確保対策について検討します。

#### 2) 漏れのない災害情報提供及び情報伝達手段の確保

河川の水位、冠水や通行止めの情報など災害の発生状況に関する情報提供については、防災無線（音声）だけでは伝わりきれないため、ホームページや情報端末など、なるべく多くのチャンネルの活用を図るとともに、外国人に対応するための多言語による情報提供を図ります。

#### 3) 安全な避難所及び避難経路の確保

避難対策としては、万が一にも避難所が水没、孤立することのないよう、各地域における避難所の指定や避難経路について見直すとともに、資材や備品の充実、また感染症対策を考慮した避難所のあり方について、早急に見直しを進めます。あわせて、避難所におけるペットとの共生や、要配慮者対策等についても見直しを行います。

#### 4) 事前防災体制の強化

平時から、関係機関とは連絡及び情報共有を密にするとともに、有事を想定した訓練（特に情報伝達や避難所設営並びに運営、ボランティア対応など）を実施する等防災体制の強化を図ります。

#### 5) 自主防災組織の育成と連携の強化

台風第 19 号災害では、自主防災組織による活動が被害軽減に大きな役割を果たしたことから、研修等を通じ避難所運営も担える自主防災組織の育成とともに、災害時における町との連携強化を図ります。

#### 6) 大郷町民防災の日の制定

台風第 19 号によって、本町では 8.5 豪雨や東日本大震災を上回るほどの被害を受けたことから、被災の経験と教訓を忘れることなく次世代に継承し、災害に対する防災意識の高揚を図り、町民一丸となって復興再生の目標を達成するため、災害発生の 10 月 13 日を「大郷町民防災の日」と定め、あわせて防災訓練等を実施します。

**10 月 13 日は「大郷町民防災の日」**